

有料職業紹介の返戻金制度について

株式会社 NBC オフィススタッフでは、
有料職業紹介における返戻金制度を下記の通り導入しております。

記

人材紹介契約抜粋 第 10 条 2 及び 3 (甲 : 紹介先 乙 : 弊社)

2 応募者が甲に入社・就労後、当該応募者の責により解雇されまたは退職するに至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合は、乙は受領した手数料の一部を以下の要領で甲に返還するものとする。ただし、手数料のうち未受領額がある場合には、以下の返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し当該残高を支払うものとする。

入社日から起算して 3 ヶ月以内

手数料の 50% 相当額

入社日から起算して 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内

手数料の 10% 相当額

3 応募者が甲に入社・就労後、前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職または解雇されるに至った場合には、乙は受領した手数料を甲に返還することを要せず、未払いの手数料がある場合は、甲は乙に対して当該未払分を全額支払わなければならないものとする。

以上

株式会社 NBC オフィススタッフ

所在地 : 長崎市尾上町 5 番 6 号 NBC ビル 802 号室

有料職業紹介許可番号 42 - ユ-300096